

宮崎学園短期大学後援会規約

第1章 名 称

第1条 本会は宮崎学園短期大学後援会と称し、事務所を学園内に置く。

第2章 目 的

第2条 本会は学生の福祉を増進すると共に学園の教育的環境の整備を目的とする。

第3章 事 業

第3条 本会の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 教養のための諸事業
- 2 大学施設の改善整備拡充
- 3 家族との連絡並びに会員相互の研究
- 4 その他目的達成に必要な事業

第4章 組 織

第4条 本会の会員は本学に在籍する学生の父母又はこれに代わる人並びに本会の趣旨に賛同する人とする。

第5条 本会に下記の役員を置く。

- | | |
|-------|------|
| 1 会 長 | 1名 |
| 2 副会長 | 2名 |
| 3 顧 問 | 若干名 |
| 4 理 事 | 6名以上 |
| 5 書 記 | 2名 |
| 6 会 計 | 2名 |
| 7 監 査 | 2名 |

第6条 役員選挙及び任期は下記の通りとする。

- 1 役員は総会において多数決で選挙される。但し顧問は会長が委嘱する。
- 2 役員任期は1ケ年とする。但し再任をさまたげない。

第5章 役員の仕事

第7条 役員の仕事は次の通りとする。

- 1 会長は本会を代表し会務を総理する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある場合はその代理を行うものとする。副会長のうち1名は学生部長をあてるものとする。
- 3 顧問は会長の諮問に応じ、会の運営に献策する。顧問には理事長及び学長を加えるものとする。
- 4 理事は本会の運営に関する重要事項を審議する。
- 5 書記は本会の議事を正確に記録し本会の庶務事務を掌る。
- 6 監査は会計の監査に当たる。

第6章 会 議

第8条 総会は年1回とし会長が必要と認めるとき随時開催することができる。役員会は随時会長が必要と認められた時これを招集する。

第7章 会 計

第9条 本会の経費は会費入金事業収入及び寄付金をもってこれに充てる。

第10条 会費は別途定める。

第11条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

第8章 規約改正

第12条 本規約は総会において出席者の3分の2以上の賛成により改正することができるものとする。